



令和3年5月10日

市政記者各位

## 新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言に伴う 市営駐輪場の定期券の払戻しについて

新型コロナウイルス感染症対策のため、令和3年5月12日から令和3年5月31日までを措置期間とした緊急事態宣言が出されました。

これに伴い、**市営駐輪場の定期券の払戻し**手続きを希望される利用者の方については、下記のように取り扱いますので、お知らせいたします。

### 記

#### 1 対象の利用者

令和3年5月12日から令和3年5月31日までの日付が含まれる通学定期券および一般定期券をお持ちの方。

#### 2 お手続きの方法

対象の利用者の方で、払戻し手続きを希望された場合は、令和3年5月11日にお手続きいただいたものとして、ご利用開始日から5月11日まで利用されたものとみなして払戻しの計算をさせていただきます。なお、払戻しについての手数料はかかりません。

※令和3年5月12日以降に定期券を使用した場合は、利用者の申告日（実際に使われた最後の日）までを利用期間として払戻し額を計算いたします。

※福岡市営駐輪場の規定（別紙4参照）による払戻し額の計算を行いますので、払戻し額が無い場合もございます。

#### 3 お手続き及びお問い合わせ場所

(1) 乗っチャリパス（地下鉄・駐輪場共通定期券）をお持ちの方  
地下鉄お客様サービスセンター（定期券うりば）

(2) 上記（1）以外の方

現在ご利用の駐輪場（別紙1参照）（払戻しは福岡市からご指定の口座に振り込みます）

#### 4 お手続きに必要なもの

- 自転車駐車場定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書（別紙2）
- 払戻し対象の紙の定期券及びステッカー、または磁気の定期券
- 払戻し先の口座番号がわかるもの
- 学生証（学生定期券の方のみ）

※代理の方が手続きをされる場合は、代理の方の本人確認ができる書類（運転免許証等）が必要

※払戻し先の口座名義人が利用者本人でない場合は委任状（別紙3）が必要

#### 5 受付期間

**令和3年5月12日（水）から緊急事態宣言解除日（※）を含む月の翌月末まで**

※令和3年5月31日に解除された場合、令和3年6月末まで

#### 【参考】

- 定期利用可能な有料自転車駐輪場一覧（別紙1）
- 自転車駐車場定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書（別紙2）
- 委任状（別紙3）
- 定期券の還付金の計算について（別紙4）

#### 【お問い合わせ先】

道路下水道局 自転車課 高木、谷  
電話 711-4442（内線3020）

# 別紙1

## 定期利用可能な有料自転車駐輪場一覧(施設型駐輪場)

(R3.4.1現在)

区	名称	電話番号	所在地	閉場時刻	定期券種別	乗っチャリパス
東	福工大前駅東	608-1639	和白東3丁目29	6:00~22:00	紙	
	香椎駅東	671-5810	香椎駅東1丁目3	6:00~22:00	紙	○
	香椎駅南		香椎駅前1丁目11	6:00~00:00	紙	○
	香椎宮前駅	682-6462	千早5丁目12	6:00~00:00	紙	○
	千早駅南	673-6271	千早4丁目7	6:00~00:30	紙	○
	千早駅北	673-6270	千早4丁目13	6:00~00:30	紙	○
	名島駅	673-3811	名島3丁目	6:00~00:30	磁気	○
	箱崎駅高架下	611-3812	管松2丁目32	6:00~00:00	紙	○
博多	福岡空港駅	612-7537	空港前3丁目236-5	6:00~00:30	紙	○
	吉塚駅東口	622-6969	吉塚本町130-26	6:00~00:30	紙	○
	吉塚駅西口		吉塚本町13	6:00~00:30	紙	○
	博多口地下	483-8490	博多駅前2丁目19番	6:00~00:30	磁気	○
	博多駅筑紫口	431-9007	博多駅東2丁目	6:00~00:30	磁気	○
	明治公園	474-2594	博多駅前3丁目24	6:00~00:30	磁気	○
	竹下駅南	414-6090	竹下4丁目14番	6:00~00:30	磁気	○
	竹下駅第1		竹下4丁目14番	終日	磁気	○
	竹下駅第2		竹下4丁目14番	終日	磁気	○
	竹下駅西口	436-1721	竹下1丁目	6:00~00:30	磁気	○
	笹原駅東	575-2231	諸岡5丁目31	6:00~00:30	紙	○
	南福岡駅前	582-3572	寿町2丁目119-6	6:00~00:30	紙	○
	雑餉隈駅前	575-1734	麦野6丁目	6:00~00:00	磁気	○
	雑餉隈駅南	575-4102	銀天町1丁目	6:00~22:00	磁気	○
	川端	263-1414	下川端町228	終日	磁気	○
中央	天神	713-1337	天神2丁目2-22	終日	磁気	○
	天神ふれあい通り	752-8191	天神1丁目	6:00~00:30	紙	○
	きらめき通り	724-1021	天神2丁目93	6:00~00:30	磁気	
	天神南駅	761-0661	渡辺通5丁目25番	6:00~00:30	磁気	○
	薬院駅北	524-3910	渡辺通4丁目4	終日	紙	○
	薬院駅南		平尾1丁目103	6:00~00:00	紙	○
	薬院大通駅	521-5590	薬院4丁目1番	6:00~00:30	磁気	○
	桜坂駅	761-0607	桜坂1丁目2番12	6:00~00:30	磁気	○
	六本松駅	761-0601	六本松2丁目15番	6:00~00:30	紙・磁気	○
	唐人町駅	781-6413	荒戸3丁目1-22	6:00~22:00	紙	○
南	笹原駅西	575-2737	井尻3丁目17	6:00~22:00	紙	○
	笹原駅西第2		井尻3丁目18	終日	紙	○
	平尾駅	524-0354	高宮1丁目1-1地内	6:00~00:00	紙	○
	高宮駅高架下	531-3551	玉川町10地内	6:00~22:00	紙	○
	高宮駅東		大楠3丁目432-1	6:00~22:00	紙	○
	高宮駅西		高宮3丁目36地内	6:00~00:00	紙	○
	大橋駅高架下	553-2588	大橋1丁目5地内	6:00~00:00	紙	○
	井尻駅前	571-7624	井尻4丁目132-7	6:00~00:00	紙	○
井尻駅東	574-9660	井尻1丁目146-1	6:00~22:00	紙	○	
城南	別府駅	843-3944	別府3丁目6番	6:00~00:30	磁気	○
	茶山駅東	843-3977	茶山1丁目4番	6:00~00:30	磁気	○
	茶山駅西		別府6丁目5番1	6:00~00:30	磁気	○
	金山駅	866-2222	金山団地50番	6:00~00:30	紙	○
	七隈駅	866-2223	七隈8丁目13番	6:00~00:30	磁気	○
	福大前駅	866-2224	七隈8丁目19番23	6:00~00:30	紙	○
	梅林駅	866-2228	梅林4丁目8番5	6:00~00:30	磁気	○
早良	西新駅中央	847-3050	西新4丁目3	6:00~00:30	紙	○
	西新駅東		西新2丁目10	終日	紙	○
	西新駅西	821-8595	西新5丁目15	6:00~22:00	紙	○
	西新駅南	845-1049	西新4丁目5	6:00~22:00	紙	○
	西新駅北	847-3054	西新3丁目1	6:00~22:00	紙	○
	藤崎駅第1	831-8809	百道2丁目2	6:00~22:00	紙	○
	藤崎駅第2		百道2丁目7	6:00~00:30	紙	○
	室見駅前	851-2757	室見1丁目6	6:00~00:30	紙	○
	室見駅南	845-2402	室見5丁目14	6:00~00:30	紙	○
	野芥駅	866-2080	野芥2丁目1	6:00~00:30	磁気	○
	賀茂駅南	866-2081	賀茂3丁目26	6:00~00:30	磁気	○
	賀茂駅北		賀茂3丁目25	6:00~00:30	磁気	○
	次郎丸駅	866-2082	次郎丸4丁目1	6:00~00:30	磁気	○
	西	姪浜駅高架下東	882-5012	姪の浜4丁目8	6:00~00:45	紙
姪浜駅高架下西		891-9009	姪の浜5丁目9	6:00~00:45	紙	○
今宿駅西		807-2994	今宿1丁目	6:00~00:45	紙	○
周船寺駅前		807-4406	周船寺2丁目1	6:00~00:45	紙	○
九大学研都市駅東		807-0484	西区西都一丁目	6:00~00:45	紙	○
九大学研都市駅西		807-7487	西区北原一丁目	6:00~00:45	紙	○

※券売機式(紙式・ステッカー式)と機械式(磁気式)は、精算方法が異なります。

※紙の定期券を発行する駐輪場間では、定期券の相互利用が可能です。

磁気定期券を発行する駐輪場については、購入した駐輪場でのみ利用可能です。

令和 年 月 日

福岡市長

住所 \_\_\_\_\_

フリガナ  
氏名 \_\_\_\_\_

電話番号 ( \_\_\_\_\_ )  
利用最終日 令和 3 年 月 日

新型コロナウイルス感染症対策のための緊急事態宣言に伴う  
自転車駐車場定期利用廃止届兼駐車料金還付請求書

私は、自転車駐車場の定期利用を取りやめますので、還付金がありましたら、還付願います。

記

- 1 利用自転車駐車場 \_\_\_\_\_ 自転車駐車場
- 2 定期利用承認期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
- 3 振込先

金融機関名		本・支店名	預金種別	口座番号
銀行		本店・支店	普通・当座	.....
口座名義 (法人名及び、代表者の職と氏名)	カナ			
	漢字			

(注1) 記入する口座は依頼人名義のものに限ります。  
 (注2) 記入にあたっては、必ず通帳を確認のうえ、口座名義は預金通帳記載のとおり(法人名、職名等も)記入して下さい。

- 4 添付資料
  - (1) 定期利用承認証
  - (2) 定期利用確認証

定期利用承認証	定期利用確認証
添付	添付

令和 年 月 日

## 委任状

福岡市長様

利用者（郵便番号 ー ）

住所

氏名

私は、福岡市有料自転車駐車場の定期利用廃止に伴う還付金にかかる受領を下記の代理受領者に委任いたします。

代理 受領者（郵便番号 ー ）

住所

氏名

## 通学定期券の還付金の計算について

### 還付金計算方法

利用開始前のものについては、全額還付する。利用開始後のものについては、利用者が支払った定期駐車料の額から次の金額を差し引いた額

#### (1) 1月定期の場合

有効期間の開始日から駐車場利用廃止日まで当施設に全日、一時駐車したとして計算した金額。

#### (2) 3月又は6月定期の場合

有効期間のうち、既に経過した月数（1月未満の端数経過日数は切り捨てる。以下「経過月数」という。）に相当する定期駐車料金の額と端数経過日数について前号に準じて得た額（ただし、前号に準じて計算して得た額が1月定期駐車料金を超える場合は、1月定期駐車料金を上限とする。）との合算額。ただし、定期利用承認期間が6月で、当該通用期間のうち、既に経過した期間が2月以上3月未満のときは、本号の規定により算出した額及び3月の定期駐車料金の額のうち低い額とする。

なお、経過月数に相当する駐車料金の額は、次の各号に掲げる使用経過月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ア 経過月数が1月又は3月のとき……その月数に相当する駐車料金の額
- イ 経過月数が2月のとき……1月に相当する駐車料金の2倍の額
- ウ 経過月数が4月のとき……3月及び1月に相当する駐車料金の額の合算額
- エ 経過月数が5月のとき……3月に相当する駐車料金の額及び1月に相当する駐車料金の2倍の額の合算額

### 還付金計算例

定期区分	利用廃止日例	還付金計算		
		収納金額(A)	還付しない額(B)	還付金(A)-(B)
1月定期	15日経過した場合	1,200円	100円/日×15日=1,500円	—
	20日経過した場合	1,200円	100円/日×20日=2,000円	—
3月定期	1月10日経過した場合	3,400円	1,200円+100円/日×10日=2,200円	1,200円
	1月15日経過した場合	3,400円	1,200円+1,200円	1,000円
	2月15日経過した場合	3,400円	1,200円/月×2月+1,200円=3,600円	—
6月定期	2月11日経過した場合	6,400円	1,200円/月×2月+100円/日×11日=3,500円→3,400円	3,000円
	2月20日経過した場合	6,400円	3,400円 (1,200円/月×2月+1,200円=3,600円)	3,000円
	4月15日経過した場合	6,400円	3,400円+1,200円+1,200円=5,800円	600円
	5月5日経過した場合	6,400円	3,400円+1,200円/月×2月+100円/日×5日=6,300円	100円
	5月10日経過した場合	6,400円	3,400円+1,200円/月×2月+100円/日×10日=6,800円	—

## 一般定期券の還付金の計算について

### 還付金計算方法

利用開始前のものについては、全額還付する。利用開始後のものについては、利用者が支払った定期駐車料の額から次の金額を差し引いた額

#### (1) 1月定期の場合

有効期間の開始日から駐車場利用廃止日まで当施設に全日、一時駐車したとして計算した金額。

#### (2) 3月又は6月定期の場合

有効期間のうち、既に経過した月数（1月未満の端数経過日数は切り捨てる。以下「経過月数」という。）に相当する定期駐車料金の額と端数経過日数について前号に準じて得た額（ただし、前号に準じて計算して得た額が1月定期駐車料金を超える場合は、1月定期駐車料金を上限とする。）との合算額。ただし、定期利用承認期間が6月で、当該通用期間のうち、既に経過した期間が2月以上3月未満のときは、本号の規定により算出した額及び3月の定期駐車料金の額のうち低い額とする。

なお、経過月数に相当する駐車料金の額は、次の各号に掲げる使用経過月数の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- ア 経過月数が1月又は3月のとき……その月数に相当する駐車料金の額
- イ 経過月数が2月のとき……1月に相当する駐車料金の2倍の額
- ウ 経過月数が4月のとき……3月及び1月に相当する駐車料金の額の合算額
- エ 経過月数が5月のとき……3月に相当する駐車料金の額及び1月に相当する駐車料金の2倍の額の合算額

### 還付金計算例

定期区分	利用廃止日例	還付金計算		
		収納金額(A)	還付しない額(B)	還付金(A)-(B)
1月定期	15日経過した場合	1,900円	100円/日×15日=1,500円	400円
	20日経過した場合	1,900円	100円/日×20日=2,000円	—
3月定期	1月10日経過した場合	5,400円	1,900円+100円/日×10日=2,900円	2,500円
	1月15日経過した場合	5,400円	1,900円+100円/日×15日=3,400円	2,000円
	2月15日経過した場合	5,400円	1,900円/月×2月+100円/日×15日=5,300円	100円
6月定期	2月11日経過した場合	10,200円	1,900円/月×2月+100円/日×11日=4,900円	5,300円
	2月20日経過した場合	10,200円	1,900円/月×2月+100円/日×20日=5,800円→5,400円	4,800円
	4月15日経過した場合	10,200円	5,400円+1,900円+100円/日×15日=8,800円	1,400円
	5月5日経過した場合	10,200円	5,400円+1,900円/月×2月+100円/日×5日=9,700円	500円
	5月10日経過した場合	10,200円	5,400円+1,900円/月×2月+100円/日×10日=10,200円	—